

令和8年第3回（9月）大磯町議会定例会

報 告 第 4 号 参 考 資 料

令和8年8月28日

令和7年度大磯町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

資 料

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要-----	1
財政健全化法による財政指標-----	1
健全化判断比率の算定-----	2～4
資金不足比率の算定-----	5

財 政 課

1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

県や市町村ごとに財政状況を表す各指標の公表が義務づけられ、この指標による比率が基準を上回った場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早期に財政改善に取り組まなければならない。これにより、財政の適正な運営をすることで財政破綻を未然に防ぐ制度。

2. 財政健全化法による財政指標

(1) 健全化判断比率

地方公共団体の長において、議会に報告し公表が義務づけられている指標。次の4つの指標からなる。

ア. 実質赤字比率

一般会計の実質赤字の標準財政規模（※1）に対する比率で、本町では13.74%以上で財政健全化団体、20.0%以上で財政再生団体となる。実質赤字が生じない場合はこの指標は表示されない。

イ. 連結実質赤字比率

一般会計、3特別会計及び下水道事業会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率で、本町では18.74%以上で財政健全化団体、30.0%以上で財政再生団体となる。実質赤字が生じない場合はこの指標は表示されない。

ウ. 実質公債費比率

公債費（下水道事業債を含む）の標準財政規模に占める割合。25.0%以上で財政健全化団体、35.0%以上で財政再生団体となる。

エ. 将来負担比率

公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率であり、350.0%以上で財政健全化団体となる。

(2) 資金不足比率

公営企業（下水道事業）を経営する地方公共団体の長において、議会に報告し公表が義務づけられている指標。公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、20.0%以上で経営健全化団体となる。資金不足額が生じない場合はこの指標は表示されない。

(※1)

標準財政規模	→	地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、標準的な状態で通常収入されるであろう地方公共団体の一般財源の規模。国の統一基準で算定されるもの。

3. 健全化判断比率の算定（大磯町における算定内容）

（1）実質赤字比率（－％）

$$\begin{array}{rcl}
 \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} & & \\
 \downarrow & & \\
 \frac{763,580 \text{ 千円}}{8,037,982 \text{ 千円}} & \leftarrow \begin{array}{l} \left[\text{一般会計の実質収支の額} \right] \\ \left[\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）} \right] \\ 8,037,982 \text{ 千円（うち } 0 \text{ 千円）} \end{array} & \\
 \downarrow & & \\
 \Delta 9.49 \% & &
 \end{array}$$

実質収支の額が黒字のため、算定数値はマイナスとなることから、実質赤字比率は「－％」表記となります。

（2）連結実質赤字比率（－％）

$$\begin{array}{rcl}
 \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} & & \\
 \downarrow & & \\
 \frac{1,387,036 \text{ 千円}}{8,037,982 \text{ 千円}} & \leftarrow \begin{array}{l} \left[\text{一般会計、3 特別会計及び下水道事業会計の実質収支の合計額} \right] \\ \left[\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）} \right] \\ 8,037,982 \text{ 千円（うち } 0 \text{ 千円）} \end{array} & \\
 \downarrow & & \\
 \Delta 17.25 \% & &
 \end{array}$$

連結実質収支の額が黒字のため、算定数値はマイナスとなることから、連結実質赤字比率は「－％」表記となります。

（３）実質公債費比率 （ 3.9% ） ※３か年平均で算定

$$\frac{\begin{array}{ccc} (\text{※}1) & (\text{※}2) & (\text{※}3) \\ (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\begin{array}{c} \Downarrow \\ \frac{(\text{715,898千円} + \text{441,572千円}) - (\text{55,113千円} + \text{833,524千円})}{\text{8,037,982千円} - \text{833,524千円}} \times 100 \end{array}$$

$$\begin{array}{c} \Downarrow \\ (\text{令和5年度} : 4.46\% + \text{令和6年度} : 3.80\% + \text{令和7年度} : 3.73\%) \div 3 \text{か年} \approx 3.9\% \end{array}$$

実質公債費比率は3.9%となります。

- (※1) $\left[\begin{array}{l} \text{準元利償還金} \longrightarrow \text{地方債の元利償還金に準じるもの。} \\ \text{（下水道事業会計の元利償還金に充てる一般会計からの繰出金）} \end{array} \right]$
- (※2) $\left[\begin{array}{l} \text{特定財源} \longrightarrow \text{公債費に充てる財源} \end{array} \right]$
- (※3) $\left[\begin{array}{l} \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \longrightarrow \text{一般会計と下水道事業会計の公債費に要する経費として、} \\ \text{普通交付税の基準財政需要額に算入されるもの。} \end{array} \right]$

(4) 将来負担比率 (8.2%)

(※1) (※2) (※3) (※4)
将来負担額－ (充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模－ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

	地方債の現在高 (一般会計)	7,022,937 千円
(※5)	債務負担行為に基づく支出予定額	677,423 千円
(※6)	公営企業債等繰入見込額	6,985,079 千円
	組合等負担等見込額	0 千円
(※7)	退職手当負担見込額	2,039,841 千円
	設立法人の負債額等負担見込額	0 千円
	連結実質赤字額	0 千円
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0 千円
	合 計	16,725,280 千円



$$\begin{aligned}
 & 16,725,280 \text{ 千円} - (5,676,545 \text{ 千円} + 862,139 \text{ 千円} + 9,592,804 \text{ 千円}) \\
 & \quad \quad \quad 8,037,982 \text{ 千円} - 833,524 \text{ 千円} \\
 & \quad \quad \quad = \quad \quad \quad 8.2 \%
 \end{aligned}$$



将来負担比率は8.2%となります。

- | | | | | |
|------|-------------------------|---|--|---|
| (※1) | 〔将来負担額 | → | 一般会計が将来負担すべき実質的な負債額 | 〕 |
| (※2) | 〔充当可能基金額 | → | 前年度末の基金残高の合計額 (但し、充当可能なものに限る) | 〕 |
| (※3) | 〔特定財源見込額 | → | 地方債を原資として貸し付けを行ったものの償還金 | 〕 |
| (※4) | 〔地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | → | 地方債の償還等に要する経費として、将来的に基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 | 〕 |
| (※5) | 〔債務負担行為に基づく支出予定額 | → | 債務負担行為として予算に定められている支出額のうち、土地の取得に要する経費等の支出予定額 | 〕 |
| (※6) | 〔公営企業債等繰入見込額 | → | 下水道事業会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計からの繰出金 | 〕 |
| (※7) | 〔退職手当負担見込額 | → | 退職手当支給予定額のうち、一般会計の負担見込額 | 〕 |

4. 資金不足比率の算定（大磯町における算定内容）

（1）資金不足比率（－％）

$$\begin{array}{c}
 \frac{\text{公営企業の資金不足額}}{\text{事業の規模}} \\
 \Downarrow \\
 \frac{0 \text{ 千円}}{407,431 \text{ 千円}} \leftarrow \left[\begin{array}{l} \text{資金不足額} \\ \text{営業収益} - \text{受託工事収益} \\ 407,431 \text{ 千円} \quad 0 \text{ 千円} \end{array} \right] \\
 \Downarrow
 \end{array}$$

下水道事業会計の資金不足額は0のため、資金不足比率は「－％」表記となります。

（参考）地方公共団体の財政の健全化に関する法律（条文抜粋）

（健全化判断比率の公表等）

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。